

平成二十五年十二月定例会 決算特別委員会委員長報告

三十三番 布目 裕喜雄でございます。

去る九月市議会定例会におきまして、本委員会に付託され、継続審査となっておりまして、諸議案の審査結果につきまして、結果を御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております決算特別委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

付託されました議案は、企業会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案が三件、並びに一般会計の他、十の特別会計、六つの財産区特別会計及び五つの企業会計、合わせて二十二会計の決算認定案件であります。

本年十月に、委員会を七日間開催し、延べ三十七時間、市当局から提出された決算資料に基づき、実施事業、決算額等について、所管する各部局から説明を受け、慎重に審査したところ、予算の執行については、おおむね適正であるものと認めた次第であります。

一般会計の決算額につきましては、歳入は千五百十一億千五百万円で予算額に対する割合は九十・〇パーセント、歳出は千四百六十五億三千三百万円で予算額に対する割合は八十七・二パーセント、歳入歳出差引残額は、四十五億八千二百万円でありました。前年度と比較して、歳入では〇・九パーセント、歳出では〇・七パーセント、それぞれ減少しております。

平成二十四年度の各主要指標を二十三年度と比較いたしますと、財政力指数は〇・六八で〇・〇一ポイント低下、経常収支比率は八十八・〇パーセントで二・〇ポイント上昇しております。

また、健全化判断比率のうち、実質公債費比率は十・一パーセントで〇・九ポイント改善し、将来負担比率は二十四・九パーセントで〇・七ポイント上昇しましたが、国の示した早期健全化基準、財政再生基準を下回る健全な比率となっております。

現在国が行っている経済対策により、景気は徐々に回復傾向にありますが、その効果は都市部にとどまり、地方にまで及んでいないと思われる状況にあります。加えて大規模プロジェクト事業が本格化し、公債費及び市債残高の増大が見込まれる中、より一層、健全財政の維持に努めることを望むものであります。

次に、委員会における指摘事項等の概略について御報告申し上げます。

初めに、一般会計、各特別会計並びに各企業会計に共通して、三点申し上げます。

一点目は、未収金の解消についてであります。

調定額に対する収納率は、それぞれに向上しています。市税においては、効率的な滞

納整理に加え、長野県地方税滞納整理機構に大口徴収困難案件を移管し、収納体制の強化を図ったことが要因の一つと考えられます。

一方で景気回復の動きは依然として緩やかであり、雇用情勢の低迷等により、今後もし税を初め各種使用料の未収金の増加が懸念されます。

費用負担の公平性の観点から、負担能力があるにもかかわらず誠意を欠く悪質な滞納者には、き然と対応するとともに、生活困窮者に対しては厳しい生活実態を把握し、負担能力に応じて、適切に対応するよう要望しました。

二点目は、指定管理者制度の適切な運用についてであります。

今回の審査では、指定管理者の健全性、施設の有効活用、事業収支、管理運営全般、地域連携など七つの評価項目で実施したモニタリング評価において、五段階評価で「やや劣る」とされる「二」の評価があった施設を中心としました。

指定管理者による公の施設の管理運営は、おおむね適正に実施されていましたが、中には、利用者減少に対する対応として利用者アンケート等が未実施であるもの、選定時に提案のあった自主事業が未実施のもの、事業収支が大幅な赤字となっているもの、施設・機材修繕等に遅れがあるものが存在します。

監査委員の意見等を踏まえ、それぞれの担当課において、指定管理者に対し改善指摘事項の速やかな実施を要請し、施設サービスの向上に努めるよう要望しました。

三点目は、特に一般会計における不用額の有効活用についてであります。

一般会計全体で約七十四億円、内訳では民生費で約十三億円、商工観光費で約二十二億円、土木費で約八億円、教育費で約九億円等の不用額が発生しています。その中でも、契約行為における入札差金かなりの割合を占めています。

毎年、市には道路、河川、水路等に係る新設、改良、維持補修等の地元要望が数多く寄せられています。その全てを実施するには至っていない現状があります。予算執行において、規律ある財政執行が保持されなければならないことは言うまでもありませんが、財政部では「入札差金の活用について、事業の緊急性・必要性に鑑みケース・バイ・ケースで対応する」としています。

ついでには、担当課において、財政部との連携により、事業の緊急性・必要性に十分配慮し前倒し実施すること、将来を見通し予算執行の弾力化に努めるよう要望しました。

また、多額の不用額が発生しないよう、当初予算策定時における事業の確実性等の精査を徹底するよう、併せて要望しました。

次に、委員会における審査の経過、指摘事項等の概略について御報告申し上げます。初めに、第三款民生費、第二項児童福祉費、六目児童福祉施設整備費に関連して、放課後子どもプラン推進事業について申し上げます。

本事業は、五十五小学校区のうち五十一校区で実施されています。また、平成二十四年度からは、児童館・児童センター等において利用時間の延長制度が有料制で始まりま

したが、放課後子どもプラン推進事業は基本的に公費負担で実施されているところであり、

本事業が未実施である吉田、寺尾、綿内、昭和の四校区においては、学校建設に合わせた計画も含め平成二十八年度までの実施を目指すしていますが、早期に前倒し、一日でも早く全校区で実施するよう要望しました。

また、児童館・児童センターの施設において、老朽化対策が遅れている現状については、安全な放課後等の居場所を確保する事業目的に照らし、早期に、かつ、優先的に改修工事を実施するよう要望しました。

さらに、昨年国が制定した子ども・子育て関連三法を受け、市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」では、小学校六年生までの留守家庭児童の受入れを優先して実施することとなりますが、長野市版放課後子どもプランの最終目標である、全ての希望者の早期受入れが引き続き求められています。

多くの小学校区において留守家庭の児童に限定した施設運営となっている現状を踏まえ、将来を見据えた、放課後等における子ども達の安心・安全な居場所を確保するため、児童館・児童センターの施設改修を初め、校内施設を活用した子どもプラザの環境改善に早期に取り組むよう要望しました。

続きまして、第四款衛生環境費、第三項環境清掃費、七目廃棄物対策費に関連して、長沼地区の不法投棄廃棄物撤去受託事業について申し上げます。

長沼地区穂保でアクト全産が放置した産業廃棄物の撤去については、全量約二万一千トンのうち、約十五パーセントに相当する量が、アクト全産に不適正な手続きで処理を委託した排出事業者四十六社等の負担により完了しましたが、残る約八十五パーセントの撤去は依然として見通しが立っていません。

環境部では、これまでに行政代執行の検討を含め、県や農業委員会との協議を重ね、一時的に水質基準値を超えるヒ素が検出された南側の産業廃棄物を優先撤去したいとの考えを示していますが、残る約一万八千トンの撤去には約七億五千万円の経費が必要との試算結果を受け、「税金投入について市民理解を得ることが必要」との考えも示しています。

周辺住民の環境汚染等への不安を早期に解消するには、撤去の責任があるアクト全産が破産手続きを完了し、早期の撤去が困難な状況であるだけに、産業廃棄物の撤去に際し撤去費用の上限七十パーセントまでを支援する、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の基金を活用した補助制度を含め、国、県と協議を急ぎ、早期に全量撤去の目途をつけるよう強く要望しました。

続きまして、第六款農林業費、第一項農業費、三目農業振興費に関連して、新規就農者支援事業について申し上げます。

国に先んじて実施した新規就農者支援制度は、平成二十四年度においては、新規五人、

継続八人の実績を上げておりますが、国の青年就農給付金制度を活用し、市制度から国制度へ移行する新規就農者が増加しています。

今後、国制度の隙間を埋める市単独事業の位置付けを明確にしつつ、地域農業の担い手となる新規就農者の育成と定着につながるよう事業の見直し等を図るよう要望しました。

また、地域奨励作物支援を拡充し、耕作放棄地の解消に向けた積極的な取組を要望しました。

続きまして、第九款消防費、第一項消防費、三目消防施設整備費に関連して、中央消防署耐震化の早期実施について申し上げます。

消防施設においては、東部分署の運用開始を初め、篠ノ井消防署の救助工作車の更新、若穂分署における高規格救急車の運用開始など、消防体制の充実強化が図られてきているところですが、中心市街地の防災拠点である中央消防署は、築三十年以上経過し、耐震基準を満たしていない状況にあります。

消防局においては、消防救急無線デジタル化事業、通信指令システムの更新完了に合わせ耐震化実施を見込むとありますが、先に発表された「公共施設白書」においても「早期に耐震化対策が必要」とされていることから、中央消防署の耐震改修の早期実施を強く要望しました。

続きまして、国民健康保険特別会計のうち、直診勘定について申し上げます。

中山間地域で運営する九か所の国保直営診療所の平成二十四年度決算における単年度収支は、全診療所で赤字となっています。一般会計からの繰入金も八千二百万円余となっており、運営面では極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、いずれの診療所も、地域住民にとっては安全・安心な生活のための拠り所となる医療施設です。今年度には小田切歯科診療所が診療を休止することになりました。

今後も、地元の住民自治協議会や住民と協議し、高齢者のインフルエンザ予防接種の実施など、利用者を増やす方策によって診療所を維持存続させるよう要望しました。

最後に、戸隠観光施設事業会計について申し上げます。

地方公営企業法の改正を機に、一般会計から十億円を出資し長期借入金の解消を図るとともに、自己資本金を減額し繰越利益剰余金に振り替えたことで、累積欠損金は十四億七千万円余から五億円余に減じたものの、単年度では九千四百万円余の純損失を計上し、黒字経営体質への転換には程遠い現状にあります。

商工観光部及び指定管理者において、地域に根差したスキー場として、地元戸隠地区と連携し更なる利用者増を図るとともに、グリーンシーズンにおけるキャンプ場の利用増を図り、十億円の出資、投資が生かされ、早期に黒字経営に転換しうる抜本的な体質改善を実行するよう強く要望しました。

以上、主なる事項について御報告申し上げました。委員会における意見及び要望につきましても、各部局が真摯に受け止め、来年度の予算編成に反映されるよう切に望むものであります。

以上で報告を終わります。